

令和4年福島県沖を震源とする地震により 被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2022年3月16日に発生した令和4年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この地震に伴う被害により、災害救助法が適用された宮城県の全市町村、福島県の全市町村およびその周辺地域11市5町1村の計111市町村^{※1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出いただいた場合には、電気料金の特別措置を適用いたします。

<特別措置の内容>

電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客さまの2022年2月分の電気料金の支払期日^{※2}を1カ月間延長いたします。

<特別措置の申込方法>

当社による特別措置の対象地域で被災されたお客さまからのお申し出に応じて特別措置を適用いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

「お問い合わせ窓口」

東北電力フロンティア株式会社 カスタマーセンター

【電話】050-3189-4031

※ 受付時間：月～金（土日祝日を除く。）9：00～17：00

【Web】お問い合わせフォーム：<https://support.tohoku-frontier.co.jp/hc/ja/requests/new>

※ 営業時間外および土日祝日のお問い合わせについては、翌営業日以降にご連絡させていただきます。

※1 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

電気料金等の特別措置の適用対象市町村（3月18日時点：111市町村）

■ 災害救助法適用対象市町村（94市町村）

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

■ 隣接市町村（17市町村）

岩手県：一関市、陸前高田市

秋田県：湯沢市、雄勝郡東成瀬村

山形県：山形市、米沢市、上山市、東根市、尾花沢市、最上郡最上町、東置賜郡高畠町、西置賜郡小国町、西置賜郡飯豊町

新潟県：三条市、新発田市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

※2 2022年2月分の支払期日は、2022年4月10日となります。